

いわて建設業振興中期プラン2023(仮称)素案【概要版】

1 プランの概要(はじめに)

本文1P~2P

○ 背景・策定の目的

- 県内建設業は、年齢50歳以上の就業者が5割を超え、高齢化が進行しており、今後見込まれる大量退職による担い手の不足が深刻となっている。
- 一方で、地域の建設企業は、社会資本整備のほか、自然災害や家畜伝染病発生時の危機管理対応やインフラの維持管理の担い手であり、地域経済を支える役割も有している。
- 本プランは、県内建設企業が、取り巻く社会経済情勢の変化においても、地域から期待される役割を将来にわたって果たしていけるよう、目指すべき姿を明らかにし、その実現のため、県、建設企業、建設業団体が中期的に取り組む内容を示すもの。

○ 計画期間

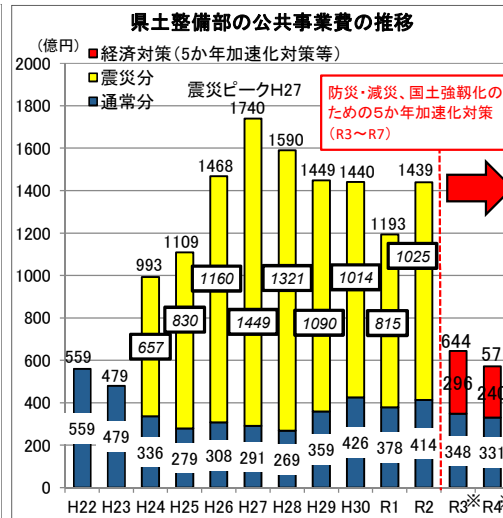
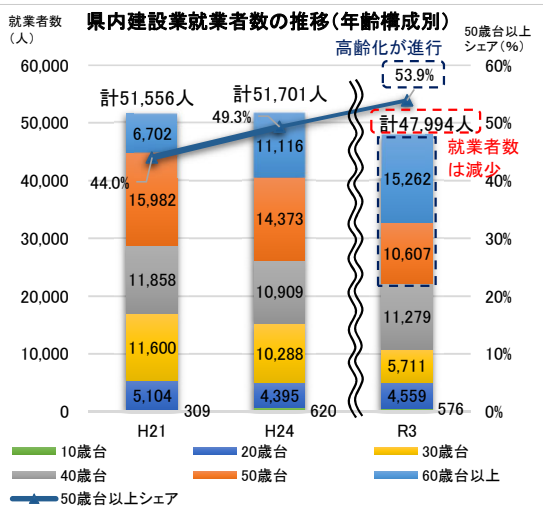
- 2023年度から2026年度(令和5年度から令和8年度)までの4年間

2(1) 建設業を取り巻く情勢

本文3P~10P

○ 県内建設業の就業者数、建設投資額、休日の状況

- 建設業の就業者数は、令和3年度では約4万8,000人に減少。一方、年齢50歳以上の就業者は5割を超えており高齢化が進行。女性の占める割合は14.6%と他産業と比べて大幅に低い。
- 建設投資額について、令和3年度以降の公共事業費(県土整備部)は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(経済対策を含む)を活用し、震災前の平成22年度を上回る規模を確保。



(出典：経済センサス活動調査、岩手県建設業構造実態調査)

※R3とR4は前年度の5か年加速化対策等の国の補正予算と一体的に編成

- 企業の年間休日日数は、80日台が31.2%と多くを占め、完全週休2日制を導入した場合の日数となる120日台はわずか3.3%。

○ 担い手の確保・育成

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律の理念の醸成に伴い、担い手の確保・育成とあわせて、働き方改革や生産性向上への取組が強化されている。

○ 働き方改革の実現

- 働き方改革の実現に向け、働き方改革関連法により、建設業でも令和6年4月から時間外労働の上限規制等が適用される。

○ 建設DXの推進

- デジタル田園都市国家構想の実現に向け、インフラ分野でも社会経済状況の著しい変化に対応すべく、「国土交通省インフラ分野のDX推進本部」を設置するなど、DXの推進が国全体で加速している。

○ 建設企業の経営状況

- 企業の収益性を示す総資本経常利益率は、令和3年度に3.94%に減少し、東日本23都県で最下位となった。健全性を示す自己資本比率は、東日本23都県平均、東北平均を上回っている。

○ 自然災害等の頻発化

- 台風等の自然災害に加え、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生が頻発化している。

2(2) 前回プランにおける取組の評価

本文11P~13P

- 県内建設企業の自己資本比率は、令和3年度に44.3%となり、目標としていた東北平均(43.3%)を上回ったほか、ICT活用工事の累計実施件数は、令和3年度末時点で92件に達し、目標としていた50件を上回るなどの成果が見られた。

- 一方で、完全週休2日制の導入率が令和3年度末時点で3.3%と十分に浸透していない状況であるほか、生産性向上の取組状況に企業間格差があることや、建設企業へのアンケート結果では、約4分の1の企業で若者の定着率が低いと感じているなどの課題も残っている。

2(3) 課題

本文13P~14P

建設業を取り巻く情勢と前回プランにおける取組の評価を踏まえ、今後求められる課題を以下のとおり整理。

課題1 若者や女性等の担い手の確保・育成

就業者の減少と高齢化が進行し、今後見込まれる大量退職による担い手の不足が深刻となっていることから、フォーラム等による若者・女性への入職促進や、若者や女性から見ても魅力ある職場環境づくりを進めるとともに、建設業のイメージアップ等が必要。

課題2 働き方改革の推進

建設業では週休2日制が未だ十分に浸透していない状況であり、週休2日工事等による休日確保などの働きやすい現場環境のほか、現場の負担を軽減する後方支援体制の整備が必要。

課題3 生産性の向上

担い手不足となっている現状や今後のSociety5.0時代の到来、デジタル田園都市国家構想の実現を見据え、ICTの活用を推進するとともに、BIM/CIMの活用など建設DXの推進により、生産性の向上に向けた取組をより一層拡大していくことが必要。

(重点事項)

県内建設業は、就業者数の減少と高齢化が進行し、今後見込まれる大量退職による担い手不足の深刻化が喫緊の課題であることから、本プランでは、「若者や女性等の担い手の確保・育成」、「働き方改革の推進」、「生産性の向上」を重点事項として取り組んでいく。

課題4 社会経済情勢の変化に応じた経営力の強化

地域の建設企業が、社会資本の整備や維持管理、災害対応等の役割を果たしていくためには、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの社会経済情勢の変化にも対応しながら、経営力をより一層強化することが必要。

課題5 頻発する自然災害等への体制の確保

地域の建設企業は、頻発する自然災害や鳥インフルエンザ等の発生時に即時に対応できる体制の確保が必要。また、県民の生活を支える社会基盤を守り、次世代にその資産をつなげていくために、優れた技術力や人材・機材等を保有した施工体制の確保が必要。

課題6 建設投資額の確保

自然災害から県民の暮らしを守り、生活の基盤となる社会資本の整備や、増加するインフラの維持管理を計画的に実施していくことが求められる。そして、地域の建設企業が企業活動を継続していく上でも、経営の基礎となる建設投資額の確保は重要な課題。

3 地域の建設企業が目指すべき姿

本文15P

～県民の豊かで安全・安心な暮らしを創り、守る、県民の幸福の追求をしっかりと支える建設企業～

4 目指すべき姿を実現していくための6つの施策

～関連するSDGs～



5 施策の実現に向けた取組

本文16P~29P

○ 施策体系と取組

6つの施策	13の項目	県の取組 (◎は新規・○は拡充)	企業・団体の取組 (◎は新規・○は拡充)
1 担い手の確保・育成	① 若者・女性等の入職促進・定着	【フォーラム等による若者の入職促進への支援】◎ 【職場・現場の環境改善への支援】◎ 【入職促進・定着に取り組む企業の評価】◎ 【CCUSの普及・拡大】◎	【若手・女性等の入職促進に向けた取組】 【CCUSの活用の推進】◎
	② 建設業の魅力伝播・イメージアップ	【建設業の魅力伝播・イメージアップ】◎	【建設業の魅力伝播・イメージアップ】
2 働き方改革の推進	③ 働きやすい現場環境の実現	【工事現場の週休2日の拡大】◎ 【施工時期の平準化】 【ウィークリースタンスの推進】◎	【工事現場の週休2日の拡大】◎ 【時間外労働の上限規制への対応】◎
	④ 現場の後方支援体制の整備	【後方支援体制の整備への支援】◎	【後方支援体制の整備】◎
3 生産性の向上	⑤ ICT活用の推進	【ICT活用工事の発注】◎ 【ICT活用の支援】◎	【ICT活用工事の実施】◎
	⑥ 建設DXの推進	【BIM/CIMの活用の拡大】◎ 【リモート化・電子化の推進】◎	【BIM/CIM活用業務等の実施】◎ 【リモート化・電子化の積極的活用】◎
4 経営力の強化	⑦ 本業の強化	【本業の経営強化への支援】 【建設企業の技術力の評価】 【新技術・新工法の活用支援】	【経営力・営業力の向上】 【建設企業の技術研鑽】 【新技術・新工法の活用】
	⑧ 適切な受注環境の整備と関係法令への対応	【入札契約制度の適正な運用と改善】 【改正品確法等の浸透】◎ 【コンプライアンスの取組】◎ 【県や市町村技術職員の研修等】	【建設業関係法令の遵守】 【コンプライアンスの取組】 【社員の育成】
	⑨ 複業化・合併等への支援	【経営の複業化(新分野進出等)への支援】 【企業の事業承継への支援】 【企業合併等への支援】	【経営の複業化(新分野進出等)の検討、実施】 【企業の事業承継の取組】 【企業の合併検討、実施】
5 自然災害等への体制の確保	⑩ 自然災害等への対応	【自然災害や家畜伝染病等危機管理対応への体制確保】◎ 【建設機械やオペレーター等の維持への支援】◎	【自然災害や家畜伝染病等危機管理対応への体制確保】◎ 【建設機械やオペレーター等の維持】
	⑪ 地域社会の維持	【地域の維持管理の強化】◎	【地域の維持管理への対応】
6 建設投資額の確保	⑫ 地域貢献活動の推進	【地域貢献活動の評価】◎	【地域貢献活動の実施】
	⑬ 建設投資額の確保	【公共事業の推進】 【計画的な更新等の実施】◎ 【民間建設投資に資する取組】	【事業の創出】 【インフラ施設の維持管理への対応】◎

○ 取組の目標

施策1 担い手の確保・育成

指標
県内建設業の離職率(%)

施策2 働き方改革の推進

指標
週休2日工事の実施件数(件)

施策3 生産性の向上

指標
ICT活用工事の実施件数(件)
ASP活用率(%)

施策4 経営力の強化

指標
自己資本比率(%)

※調整中

施策5 自然災害等への体制の確保

指標
技術講習会等の受講者数(人)
災害情報伝達に係る合同訓練実施回数(回)

○ プランの推進

- 毎年度実施する建設業団体との意見交換の場等において、取組の評価を行い、PDCAサイクルを機能させることにより、計画の実効性を高め、本プランの取組を着実に推進していく。
- プランの計画期間内であっても、社会経済情勢等の外部環境に大きな変化があった場合等は、必要に応じてプランの見直しを行う。